

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充 (地方税 16) (法人住民税：義)
2	要望の内容	<p>・ 制度概要</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・ 要望内容</p> <p>① 増加型上乗せ措置の控除率の 30%への引上げ (平成 28 年度末まで)</p> <p>② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 (繰越期間最大 3 年) (平成 29 年度末まで)</p> <p>③ 高水準型上乗せ措置の延長 (平成 27 年度末まで)</p> <p>④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を 12%から 20%に引上げ (平成 28 年度末まで)</p>
3	担当部局	文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 60 年度 創設 (税額控除率 6%)</p> <p>昭和 63 年度 2 年間延長</p> <p>平成 2 年度 3 年間延長</p> <p>平成 5 年度 2 年間延長</p> <p>平成 7 年度 2 年間延長</p> <p>平成 9 年度 1 年間延長</p> <p>平成 10 年度 税額控除率の拡充 (6%→10%)</p> <p>平成 11 年度 1 年間延長</p> <p>平成 12 年度 1 年間延長</p> <p>平成 13 年度 1 年間延長</p> <p>平成 14 年度 1 年間延長</p> <p>平成 15 年度 税額控除率の拡充 (12%の恒久化) 税額控除率の 3%上乗せ措置の拡充 (12%→15%)</p> <p>平成 18 年度 増加額に係る税額控除 (増加額の 5%) の拡充 税額控除率 3%上乗せ措置の廃止 (15%→12%)</p> <p>平成 20 年度 増加額に係る税額控除 (増加額の 5%) または売上高の 10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成 21 年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成 21、22 年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の 20%から 30%に引上げるとともに ②平成 21、22 年度に生じる税額控除超過額について、平成 23、24 年度において税額控除の対象とすることを可能にする。</p> <p>平成 22 年度 2 年間延長 (上乗せ措置)</p> <p>平成 24 年度 2 年間延長 (同上)</p> <p>平成 25 年度 総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上げ (2 年間の時限措置)</p>
6	適用又は延長期間	<p>○増加型上乗せ措置の控除率を 30%への引上げ (平成 28 年度末まで)</p> <p>○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 (繰越期間最大 3 年) (平成 29 年度末まで)</p>

			<p>○高水準型上乘せ措置の延長（平成 27 年度末まで）</p> <p>○総額型措置のうち、中小企業の控除率を 12%から 20%に引上げ（平成 28 年度末まで）</p>															
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額（平成 23 年度：17.4 兆円）の約 7 割（同：12.3 兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活することを目指す。数値水準としては、対 GDP 比 3%以上である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、（中略）、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対 GDP 比の 1%にすることを目指すこととする。」</p>															
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 7 科学技術・学術政策の総合的な推進</p> <p>施策目標 7-3 科学技術システム改革の先導</p>															
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対 GDP 比 3%以上である。</p> <p>また、中小企業は大企業に比べて研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>民間研究開発投資の対 GDP 比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>2009 年版中小企業白書によれば、現に研究開発を行う企業に限定した場合、売上高に占める研究開発費の割合に大企業と中小企業との間で大きな差はなく、中小企業が大企業並みに研究開発に力を注いでいることが見てとれる。したがって、中小企業の研究開発を積極的に促すことにより、ものづくり基盤の強化につながるとともに研究開発投資の増大、更には GDP の引き上げ効果につながる。</p>															
8	有効性等	① 適用数等	<p>適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。</p> <p>国税及び地方税における中小企業利用実績</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>5,747</td> <td>／事業年度</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>4,657</td> <td>／事業年度</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>4,411</td> <td>／事業年度</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>5,313</td> <td>／事業年度</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>5,290</td> <td>／事業年度</td> </tr> </table> <p>【平成 19～22 年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成 23 年度：財務省 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>（注）平成 18 年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p>	平成 19 年度	5,747	／事業年度	平成 20 年度	4,657	／事業年度	平成 21 年度	4,411	／事業年度	平成 22 年度	5,313	／事業年度	平成 23 年度	5,290	／事業年度
平成 19 年度	5,747	／事業年度																
平成 20 年度	4,657	／事業年度																
平成 21 年度	4,411	／事業年度																
平成 22 年度	5,313	／事業年度																
平成 23 年度	5,290	／事業年度																

主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。

主な業種の本租特利用実績

	平成 23 年度
機械製造業	11. 2%
化学工業	16. 5%
輸送用機械器具製造業	5. 7%
食料品製造業	10. 1%
電気機械器具製造業	8. 4%
卸売業	19. 0%
サービス業	14. 9%

【平成 23 年度：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】

将来推計としては、現行の制度体系が変わらないものと仮定していることから、約 5,000 件程度と推測される。

② 減収額

1. 減収額について

○地方税における減収額

減収額実績

平成 19 年度 29 億円
 平成 20 年度 43 億円
 平成 21 年度 23 億円
 平成 22 年度 30 億円
 平成 23 年度 40 億円

【平成 19～22 年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成 23 年度：財務省 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】

(参考) 国税における減収額

減収額実績 (うち、税法上の中小企業分)

平成 19 年度 6,269 億円 (167 億円)
 平成 20 年度 2,881 億円 (246 億円)
 平成 21 年度 2,565 億円 (131 億円)
 平成 22 年度 3,726 億円 (174 億円)
 平成 23 年度 3,395 億円 (234 億円)

【平成 19～22 年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成 23 年度：財務省 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】

○増加型・高水準型における減収額

減収額実績

平成 20 年度 2. 4 億円
 平成 21 年度 1. 0 億円
 平成 22 年度 1. 7 億円
 平成 23 年度 2. 1 億円

(参考) 国税のうち、増加型・高水準型における減収額

減収額実績 (うち、税法上の中小企業分)

平成 20 年度 178 億円 (14 億円)

平成 21 年度 133 億円 (6 億円)

平成 22 年度 224 億円 (10 億円)

平成 23 年度 232 億円 [増加型 116 億円、高水準型 116 億円] (12 億円)

【平成 19~22 年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成 23 年度：財務省 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】

(減収額の算出方法)

「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金 1 億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3% を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

2. 利用実績について

○ 国税及び地方税における中小企業利用実績

平成 19 年度 5,747 / 事業年度

平成 20 年度 4,657 / 事業年度

平成 21 年度 4,411 / 事業年度

平成 22 年度 5,313 / 事業年度

平成 23 年度 5,290 / 事業年度

○ 増加型利用実績

平成 23 年度 1,228 / 事業年度

○ 高水準型利用実績

平成 23 年度 83 / 事業年度

【平成 19~22 年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成 23 年度：財務省 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】

○ 平成 26 年度減収見込額

▲544 億円 (中小企業分 143 億円) 【うち地方税 25 億円】

(*) 平成 25 年度経済産業省企業アンケート調査による減収額

- ・ 増加型上乘せ措置の控除率の引上げ ▲380 億円 (▲6.4 億円)
- ・ 増加型上乘せ措置に係る繰越制度の新設 ▲65 億円 (▲1.2 億円)
- ・ 高水準型上乘せ措置の延長 ▲-1 億円 (▲-1 億円)
- ・ 中小企業の控除率の引上げ ▲99 億円 (▲17.1 億円)

③: 効果・達成
目標の実
現状況

《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 18 年～平成 22 年）

我が国は、2008 年をピークに、官民合わせた研究開発費の対 GDP 比率が低下しており、目標としている 4% に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第 2 位の対 GDP 研究開発投資比率となっている。

主要国の対 GDP 研究開発投資比率（単位：%）

	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80
フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24
イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80
中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76
ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16

*2010 年の官民合わせた研究開発費が 300 億ドル以上の 8 カ国

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」

<今後の達成予測>

主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対 GDP 比率を世界最高水準（第 1 位）に押し上げることができるものと考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 18 年～平成 22 年）

我が国は、2008 年をピークに民間の研究開発費の対 GDP 比率が低下しており、目標としている 3% に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第 2 位の対 GDP 研究開発投資比率となっている。

* 民間の研究開発費の対 GDP 比率の目標

官民合わせた目標（4% 以上）から、政府分（1%）を除いた数値

主要国の対 GDP 民間研究開発投資比率（単位：%）

	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70

*2010 年の官民合わせた研究開発費が 300 億ドル以上の 8 カ国

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」

また、中小企業においては、リーマンショック以降業況の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。

なお、平成 25 年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成 32 年度までに民間研究投資を対 GDP 比で 3% 以上にするを目標としていたが、平成 26 年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成 28 年度末に前倒ししている。

○日本再生戦略（平成 24 年 7 月閣議決定）

2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比 4% 以上にする。

○第 4 期科学技術基本計画（平成 23 年 8 月 19 日閣議決定）

官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4% 以上にするを目標に加え、政府研究開発投資を対 GDP 比の 1% 以上にするを目標とする。

<今後の達成予測>

主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乗せ措置の控除率の引上げ、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設および高水準型上乗せ措置の延長を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準（第 1 位）の対 GDP 民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》

リーマンショック後の民間研究開発投資の対 GDP 比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。</p> <p>○増加型上乘せ措置の控除率の引上げ</p> <p>増加型上乘せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○増加型上乘せ措置に係る繰越制度の新設</p> <p>増加型上乘せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乘せ措置に係る繰越制度を新設する。</p> <p>また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度（目標年度の翌年度）までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件（対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること）を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p> <p>○高水準型上乘せ措置の延長</p> <p>高水準型上乘せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p> <p>○中小企業の控除率の引上げ</p> <p>研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、雇用機会の創出等、地域経済の持続的成長が期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度減収見込額 544億円（中小企業分143億円）[うち地方税分25億円] ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,243億円 ↓ GDP押上げ効果（マクロモデルによる計算） ・単年度の減収（544億円分）が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果：4,947億円、②雇用創出効果：約6万人、③税収効果：約798億円
9	相当性	①：租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い（76.5%、主要国中トップ）。</p> <p>②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している（98.2%）。</p> <p>③政府による企業への直接支援が少ない（1.2%、主要国中最低）。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p>

		<p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進効果の高い増加型上乘せ措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置（委託費等）は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。（2009年版中小企業白書）。</p> <p>本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月